

平成28年度

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

嘉麻市人事秘書課

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の採用・退職及び職員数の状況

(1) 採用者数及び退職者数の状況（平成27年度退職者数及び平成28年度採用者数）

（単位：人）

区 分	退職者数				採用者数		
	定年	勸奨	その他	合計	大学卒	短大・高校卒	合計
一般職員	10	3	2	15	5	3	8
技能労務職員	1	1		2			
合 計	11	4	2	17	5	3	8

- (注) 1 技能労務職員とは、自動車運転手、調理員、用務員等をいいます。
 2 退職者数の「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。
 3 職員の再任用並びに再任用の任期満了及び任期更新を除いています。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		H28.4.1	H27.4.1			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	5	5	0	
		総 務	91	89	2	庁舎問題対応等業務量増による増
		税 務	19	18	1	収納対策業務見直しによる増
		民 生	119	120	△1	業務見直しによる減
		衛 生	33	34	△1	一般職への職種変更に伴う減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	19	21	△2	業務兼務等による減
		商 工	6	6	0	
		土 木	32	34	△2	業務見直しによる減
	計	324	327	△3	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 79.89 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 63.54 人)	
	教育部門	55	57	△2	教育分室廃止等による減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	379	384	△5	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 93.45 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 83.38 人)	
会計 部門 公営企業等	水 道	16	17	△1	再任用職員振替に伴う減	
	国保・介護	20	23	△3	業務見直しによる減	
	小 計	36	40	△4		
合 計		415 [510]	424 [510]	△9	人口 10,000 人当たり職員数 102.33 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

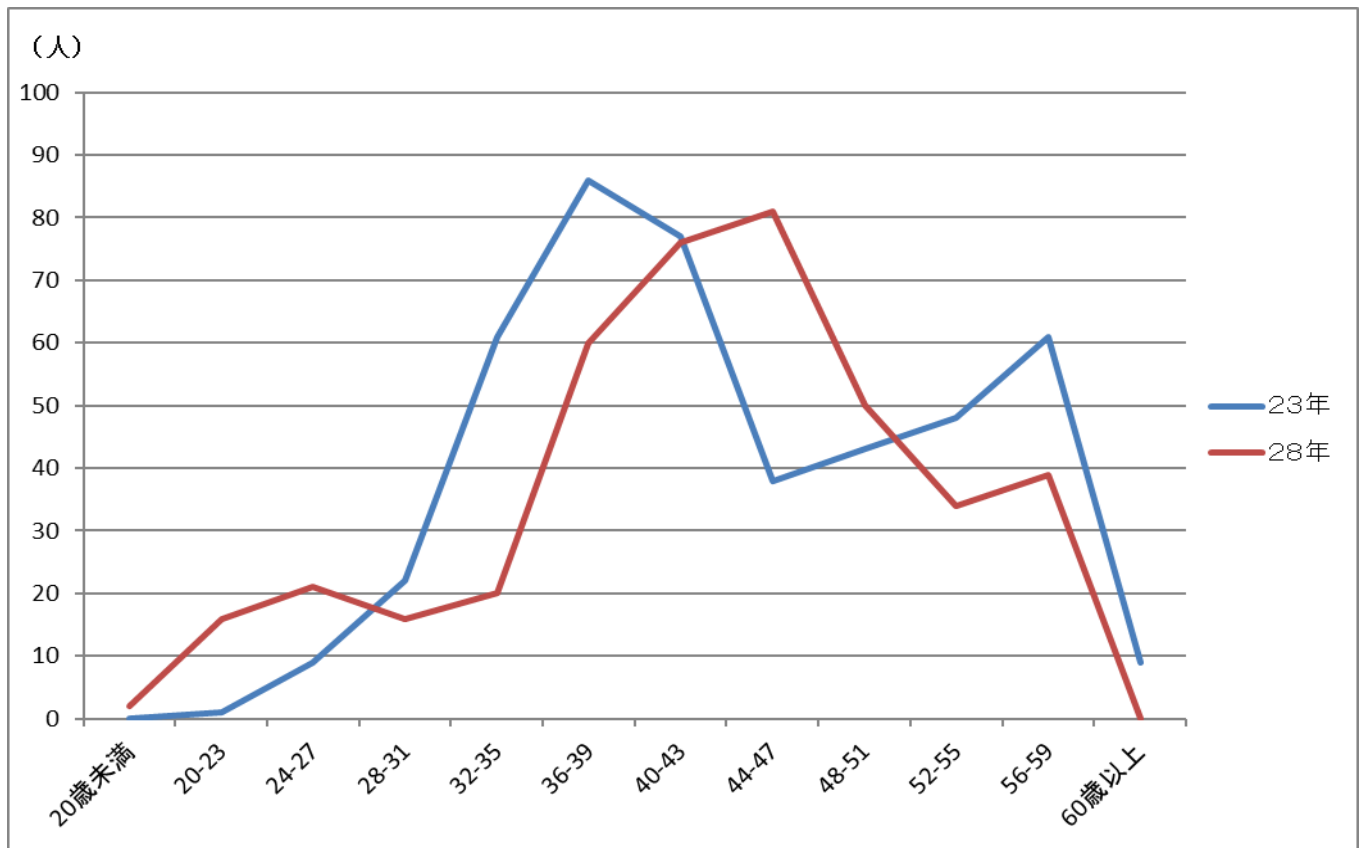
(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
一般行政	341	328	324	328	327	324	△17	△5.0%
教育	71	66	65	59	57	55	△16	△22.5%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計計	412	394	389	387	384	379	△33	△8.0%
公営企業等会計計	44	43	41	42	40	36	△8	△18.2%
総合計	456	437	430	429	424	415	△41	△9.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 年齢別職員構成の状況 平成28年4月1日現在



(単位：人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	2	16	21	16	20	60	76	81	50	34	39	0	415

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の 人件費率
27年度	40,555人	25,385,503千円	764,341千円	3,616,393千円	14.2%	13.4%

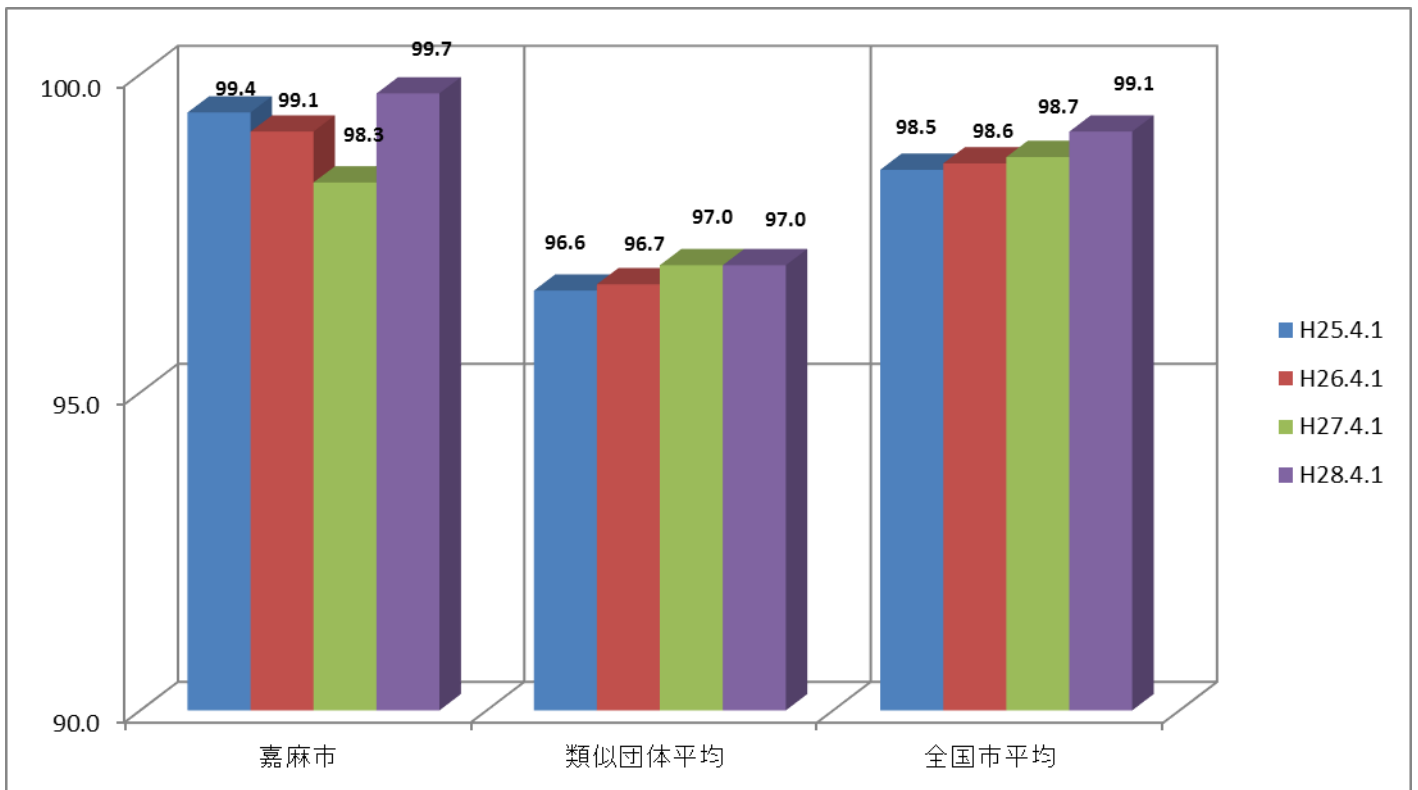
- (注) 1 普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものです。
2 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	379人	1,562,019千円	254,182千円	588,113千円	2,404,314千円	6,344千円	5,644千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。

③ ラスパイレス指数の状況（平成28年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。若年層については据置きとし、高齢者層については最大 4 % 引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

○その他の見直しの内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

⑤ 特記事項

平成 19 年 4 月 1 日から、市の厳しい財政状況を踏まえ、管理職手当について特例で 20 % の減額を実施。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

○ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	42.5歳	328,600円	397,585円	350,374円
福岡県	43.0歳	331,300円	426,380円	369,121円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.4歳	315,946円	372,810円	342,137円

○ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	50.3歳	344,800円	375,374円	360,703円
うち学校給食職員	50.9歳	356,000円	377,792円	368,161円
うち清掃職員	49.2歳	335,200円	395,422円	365,289円
うち用務員	47.1歳	316,100円	332,300円	325,600円
福岡県	54.8歳	333,900円	395,029円	361,871円
国	50.4歳	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.3歳	296,851円	326,387円	309,072円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

② 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		嘉麻市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	167,600円	183,300円	176,700円
	高校卒	146,100円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	143,500円	—円	—円
	中学卒	131,700円	—円	—円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

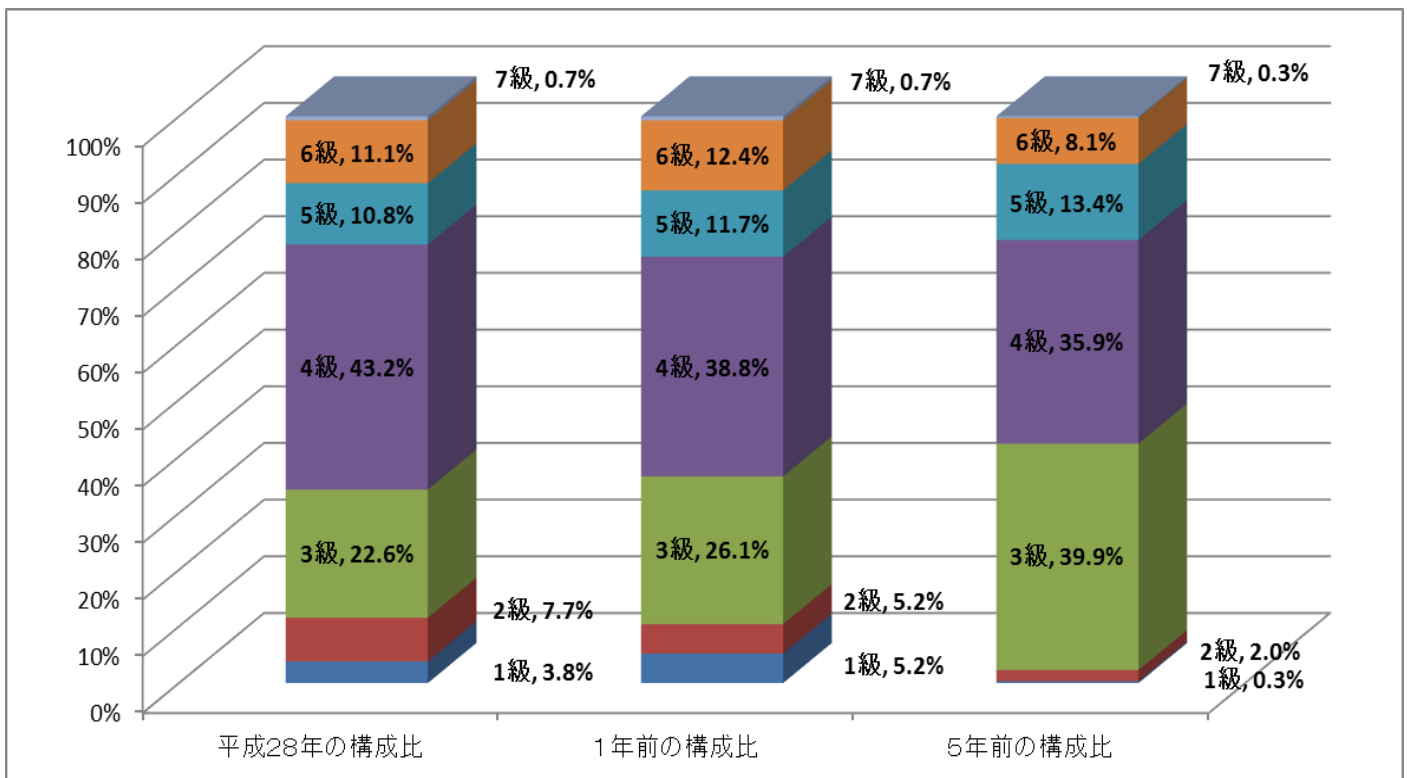
区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	247,400円	321,500円	363,000円	387,600円
	高校卒	—円	295,500円	336,300円	363,100円
技能労務職	高校卒	—円	—円	312,900円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	11人	3.8%	141,600円	246,600円
2級	主任主事	22人	7.7%	191,700円	303,400円
3級	主任	65人	22.6%	227,900円	349,200円
4級	係長(61)、主査(63)	124人	43.2%	261,100円	387,500円
5級	課長補佐(22)、室長補佐(1)、局長補佐(1)、参事補佐(4)、統括主査(3)	31人	10.8%	287,100円	396,800円
6級	課長(22)、室長(2)、福祉事務所長(1)、技監(1)、参事(3)、局長(2)、会計管理者(1)	32人	11.1%	317,700円	411,700円
7級	総合調整監	2人	0.7%	361,800円	444,100円

- (注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

嘉麻市		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,616千円		1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,590千円		—	
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

未実施

② 退職手当(平成28年4月1日現在)

嘉麻市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
1人当たり平均支給額	20,527千円	20,447千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			352千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			352,420円
支給対象		支給率	支給対象職員数
一般職の職員の給与に関する法律第11条の3に定める地域に在勤する職員		10%	1人
			国の制度(支給率)
			10%

④ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0千円	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績（平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	0千円	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	0千円	1件当たり 3,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	127,897千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	467千円
支給実績（平成26年度決算）	132,116千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	460千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円) 3. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		44,691千円	233,984円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000円を限度に支給	同		27,578千円	284,309円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 自動車等使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高31,600円	同		30,047千円	86,094円
管理職手当	1. 総合調整監 給料月額×100分の12 2. 福祉事務所長 給料月額×100分の11 3. 課長級 給料月額×100分の10 4. 課長補佐及び室長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	23,451千円	350,014円
管理職員 特別勤務手当	勤務1回につき 1. 7級 8,000円 2. 6級 6,000円 3. 5級 4,000円	同		138千円	—円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	765,000 円 (850,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副市長	619,200 円 (688,000 円)	989,000 円／259,000 円 816,000 円／325,000 円	
報酬	議 長	391,000 円	545,000 円／230,000 円	
	副議長	348,000 円	474,000 円／200,000 円	
	議 員	329,000 円	442,000 円／180,000 円	
期末手当	市 長 副市長	(平成27年度支給割合) 3.15 月分 (役職加算 20%)		
	議 長 副議長 議 員	(平成27年度支給割合) 3.15 月分 (役職加算 20%)		
退職手当	市 長	(算定方式) 765,000 円×在職月数/12×510/100	(1期の手当額) 15,606,000 円	(支給時期) 任期満了時 (任期毎)
	副市長	619,200 円×在職月数/12×300/100	7,430,400 円	任期満了時 (任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業(水道事業) 職員の状況

① 職員給与費の状況

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の 総費用に占める 職員給与費比率
27年度	618,832 千円	116,219 千円	145,242 千円	23.5%	23.4%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	18人	64,228 千円	9,980 千円	23,911 千円	98,119 千円	5,451 千円	6,190 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	42.4 歳	292,030 円	437,549 円
市町村平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

○ 期末・勤勉手当

嘉麻市		市町村平均	
1人当たり平均支給額（平成27年度）		1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,328千円		1,464千円	
（平成27年度支給割合）			
期末手当	勤勉手当		
2.60月分	1.60月分		
（1.45）月分	（0.70）月分		
（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～15%			

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当（平成28年4月1日現在）

嘉麻市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算			その他の加算		
措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1人当たり					
平均支給額	0千円	0千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

○ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		0円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

○ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0千円	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり	500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり	3,000円

○ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	4,363 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	291 千円
支給実績（平成26年度決算）	2,273 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	134 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外金手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

○ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外 1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について 11,000 円) 3. 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000 円加算	同		2,208 千円	220,800 円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000 円を限度に支給	同		1,222 千円	305,500 円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000 円 2. 自動車等使用者 片道 2 km 以上 2,000 円 ～最高 31,600 円	同		1,180 千円	69,412 円
管理職 手当	1. 局長級 給料月額×100分の10 2. 局長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	1,007 千円	335,803 円
管理職員 特別勤務 手当	勤務1回につき 1. 7級 8,000 円 2. 6級 6,000 円 3. 5級 4,000 円	同		0 千円	0 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（平成28年4月1日現在）

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
7時間45分	8:30～17:00	12:15～13:00

1週間の勤務時間	週休日・休日
38時間45分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については、上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（平成28年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成27年1月1日～平成27年12月31日）

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
17,663日	5,310日	11日5時間	30.1%

(4) 介護休暇の取得状況

平成27年度 1名

(5) 育児休業の取得状況（平成26年度の新規承認者）

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(単位：人)

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性							
女性	3		1		2		
計	3		1		2		

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成27年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			13		13
職に必要な的確性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合 計			13		13

(2) 懲戒処分の状況（平成27年度）

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合 計					

(3) 職員のサービスの状況

職員にはサービス及び身分上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例・規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

サービス及び身分上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
--------------------------	---

5 職員の研修の状況（平成27年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁 内 研 修		男女共同参画研修	76人
		面接トレーニング研修	19人
		職場のチーム力アップ研修	53人
		人権・同和問題研修	335人
派 遣 研 修	自治大学校	第2部課程	6人
	市町村職員中央研修所	地方公会計制度等	5人
	全国市町村国際文化研修所	これからの地方公営企業経営戦略等	3人
	福岡県市町村職員研修所	法務執務研修等	66人
	日本経営協会	地方自治体における資金管理と資金運用等	26人
	人権・同和問題関連研修	人権啓発研究集会等	2人
	その他	女性リーダー向けキャリアアップ研修等	49人

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成27年度）

区 分	実施日	受診者数
定期健康診断	平成27年8月～9月	411人

(2) 公務災害の発生状況（平成26年度）

区 分		発生件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	4件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	
	出張中の負傷	
	レクリエーション参加中の負傷	
	その他の行為中の負傷	
通勤災害		

(3) 職員厚生会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、嘉麻市職員厚生会を設置し、会員（職員）間相互の親睦、保健、スポーツ振興などの事業を行っています。

区 分	内 容																																			
会員数	454人（平成28年4月1日現在）																																			
運営費	会員からの会費及び市からの補助金																																			
会費率	給料月額の4/1000																																			
補助率	会員給料総額の4/1000																																			
運営費収支の状況	平成27年度嘉麻市職員厚生会決算																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">収入</td> <td>会費</td> <td>6,905,600円</td> </tr> <tr> <td>市からの補助金</td> <td>8,078,072円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>7,010,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>5,246,137円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,329円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入合計 A</td> <td>27,241,138円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支出</td> <td>親睦会費</td> <td>605,855円</td> </tr> <tr> <td>各助成金</td> <td>1,414,000円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>7,752,992円</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>12,108,096円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,145,288円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支出合計 B</td> <td>23,026,231円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収支差引き（翌年度繰越金） A-B</td> <td>4,214,907円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		金額	収入	会費	6,905,600円	市からの補助金	8,078,072円	給付金	7,010,000円	前年度繰越金	5,246,137円	その他	1,329円	収入合計 A		27,241,138円	支出	親睦会費	605,855円	各助成金	1,414,000円	給付金	7,752,992円	負担金	12,108,096円	その他	1,145,288円	支出合計 B		23,026,231円	収支差引き（翌年度繰越金） A-B		4,214,907円
	項目		金額																																	
	収入	会費	6,905,600円																																	
		市からの補助金	8,078,072円																																	
		給付金	7,010,000円																																	
		前年度繰越金	5,246,137円																																	
		その他	1,329円																																	
	収入合計 A		27,241,138円																																	
	支出	親睦会費	605,855円																																	
		各助成金	1,414,000円																																	
給付金		7,752,992円																																		
負担金		12,108,096円																																		
その他		1,145,288円																																		
支出合計 B		23,026,231円																																		
収支差引き（翌年度繰越金） A-B		4,214,907円																																		
○親睦会																																				
○レクリエーション助成																																				
○スポーツサークル等助成																																				
○慶弔等給付金																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚祝金 60,000円又は30,000円 ・ 退職記念品料 5,000円～100,000円 ・ 出産祝金 30,000円 ・ 入学祝金 20,000円又は10,000円 ・ 死亡弔慰金 20,000円～500,000円 ・ 入院見舞金 50,000円又は20,000円 ・ 銀婚祝金 60,000円 ・ 無給会員給付金 1月：100,000円 ・ 育児休業援助金 1～6ヶ月：40,000円/月、7ヶ月以降20,000円/月 ・ 介護休業援助金 1日：4,000円 ・ 勤続祝金 10,000円～30,000円 ・ 無受給会員特別給付 10,000円 ・ 還暦、長寿祝金 10,000円・20,000円・30,000円 																																				
主な事業																																				

7 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局から適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

平成28年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

(単位：件)

区分		係属件数			処理件数						翌年度 への 繰越 A-B	
		前年度 からの 繰越	当年度 提起	計 A	却下	取下	打切	棄却	認容			計 B
								処分 承認	一部	全部		
分 限	降給											
	降任											
	休職											
	免職											
懲 戒	戒告											
	減給											
	停職											
	免職											
その他												
計												